

館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金

＼あなたの事業をみんなで応援！／

館山市では、地域課題の解決や地域資源の活用に繋がる事業を
新たに行う起業家を募集します！

補助事業者認定後、クラウドファンディング型ふるさと納税の仕組みを活用し、市が資金を募集します。資金募集の目標額に達しない場合、不足額（目標額から募集額を差し引いた額）の80%を市で上乗せし、補助します。資金募集の目標額を上回った場合は、資金募集目標額を補助します。

募集期間

令和7年4月14日(月)から6月6日(金)まで

【補助金交付までの流れ】

①	補助事業の認定申請	申請期間：4/14～6/6	
②	審査	事業内容の審査：6月中旬～7月上旬頃	
③	事業の認定	補助事業を認定し、認定結果を通知	認定された 事業の実施 
④	資金募集	募集期間：9/1～11/28(予定)	
⑤	補助金交付申請	市で申請内容を確認	
⑥	交付決定通知	市から交付決定	
⑦	事業の完了	年度末までに補助事業を完了	
⑧	実績報告提出	事業完了後30日以内に報告	
⑨	補助金交付請求	市から支払い次第終了	

●対象事業

- ・館山市の地域課題解決に繋がる事業
- ・館山市の地域資源を活用した事業

●対象者

本市において事業を行う、次の①から⑦すべての要件に該当する方

①次のいずれかに該当する者

ア) 市内に居住し、館山市の住民基本台帳に記録されている者

イ) 市内に本店を有し、かつ、その代表者がアに該当する法人

②市税等の滞納がない者

③令和8年3月31日までに起業を予定している者又は補助事業の認定申請時に起業の日から12か月を経過していない者

④市内事業者

⑤許認可等が必要な起業の場合は、既に当該許認可等を受けている者

⑥起業後、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者となる者

⑦資金募集の結果、目標額に達しなくても事業を実施する者

●提出書類

① 館山市地域課題解決チャレンジ事業補助金申請書（第1号様式）

②市税等の完納証明書（第2号様式）

③申請者（法人の場合は、代表者とする。）の住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載については、省略可。）

④登記事項証明書の写し

⑤個人事業の開廃業等届出書

【④・⑤はどちらか一方。未取得の場合は、取得後に提出。】

⑥営業許可証の写し

【許認可を必要とする業種の場合に限る。未取得の場合は、取得後に提出。】

⑦事業計画書（第3号様式）

⑧補助対象経費に係る見積書及び契約書の写し又はこれらに類するもの

⑨その他市長が必要と認める書類

●対象事業経費

補助対象経費 (資本金、人件費、借金の返済に要する経費及び消耗品費を除く。)消費税及び地方消費税の額を除いた経費とする。	機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費（汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く。）
	広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成及び広報媒体等を活用するために要する経費
	ウェブサイト関連費	販路開拓等を行うためのウェブサイト及びECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用等に要する経費
	開発費	新商品の試作品及び包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工等をするために要する経費（開発・試作した商品をそのまま販売する場合を除く。）
	使用料及び賃借料	補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料、事務所・店舗等の借上げ料等に要する経費（12月分（当該年度分）を限度とする。）
	委託・外注費	上記に該当しない経費であって、店舗の改修工事その他の補助事業遂行に必要な業務を第三者に委託するために要する経費（自ら実行することが困難な業務に限る。）
	その他	その他市長が必要と認める経費

●資金募集目標額

- ・上記の補助対象経費の額、又は80万円のいずれか低い額（1,000円未満切り捨て）

●補助額

・資金募集の結果に応じて補助額を算定

- ① 募集額（寄附金から手数料を差し引いた額）が資金募集目標額を下回った場合、募集額に不足額（資金募集目標額から募集額を差し引いた額）の80%を上乗せした額を補助する。（千円未満切り捨て）
- ② 募集額（寄附金から手数料を差し引いた額）が資金募集目標額を上回った場合、資金募集目標額を支給する。

地域課題解決チャレンジ事業補助金 補助額算定表

① 資金募集目標額は、800千円（上限）で算出

② 手数料等経費は、50%と仮定して算出

（単位：千円）

目標額	寄附金	手数料等経費	募集額	不足額	上乗せ率	上乗せ額	補助額
A	B	C = B × 50%	D = B - C	E = A - D	F	G = E × F	H = D + G
800	0	0	0	800	80%	640	640
800	400	200	200	600	80%	480	680
800	800	400	400	400	80%	320	720
800	1,600	800	800	0	80%	0	800
800	2,000	1,000	1,000	0	80%	0	800

※ 資金募集目標額を超える資金（寄附金）が集まった場合は、市の必要とされる事業に活用させていただきます。

●その他注意事項

- ・ 他人が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者は対象外とする
- ・ 仮設又は臨時の店舗、その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行い、又は行おうとする者は対象外とする
- ・ フランチャイズ契約を締結し、実施する者は対象外とする
- ・ 国、県または市等から、本補助金以外の起業に関する補助を受ける場合は、他の補助の対象になる経費については、本補助金の対象経費から除く

【お問合せ・申請先】

館山市経済観光部雇用商工課商工係
〒294-0036

館山市館山 1564-1 “渚の駅”たてやま内

TEL : 0470-22-3362

FAX : 0470-24-2404

Mail : shoukan@city.tateyama.chiba.jp

お問合せ・ご相談お待ちしております。

下記 QR コードから市の HP にアクセスできます。HP より、申請書等ダウンロードをお願いいたします。

